

スポーツ外交強化に関する有識者懇談会
中間とりまとめ報告

平成26年8月

座長	小倉 和夫	国際交流基金顧問
委員	有森 裕子	スペシャルオリンピックス日本理事長
	勝田 隆	スポーツ振興センター スポーツ開発事業推進部長
	佐藤 禎一	元ユネスコ日本政府代表部大使, 国際医療福祉大学大学院教授
	真田 久	筑波大学教授
	鈴木 大地	日本水泳連盟会長, 順天堂大学教授
	田嶋 幸三	日本サッカー協会副会長
	恒川 恵市	政策研究大学院大学教授
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社顧問
	渡辺 靖	慶応義塾大学教授

1. はじめに

昨年9月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」）の開催が決定し、日本中が、2020年の成功を一つの目標として動き出したといっても過言ではない。東京大会開催決定にあたり、安倍総理は、スポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow」を発表した。外交当局としても、本格的にスポーツを通じた国際貢献、国際交流を強化すべき節目にきている。この文脈から、岸田外務大臣の下に設置された「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」は、本年2月より4回にわたって懇談会を開催した。また、外国の有識者を交えての特別会合も行った。これまでの会合では、委員相互の意見交換のほか、国際的に活躍しているスポーツ界関係者や知識人を招き、意見を聴取した。これからも、さらに、各界の関係者の意見を聴取し、委員相互の意見交換を深める予定ではあるが、東京大会開催準備が本格化する前にも、種々の面で具体的行動が必要となることを考慮すると、これまでの意見交換のうち、具体的措置や行動、あるいは早急な検討が必要と思われる事項については、これを取りまとめ、中間報告として提出することが適当と判断する。したがって、これまでの議論のうち、具体的示唆や提案、それらに関連する事項について整理した上で中間報告を提出する。

提言の整理にあたっての基本的な考え方としては、以下のとおり大きく二つの観点があるといえる。まず、スポーツの発展のために、外交当局が様々な取組・努力を行う、「スポーツのための外交」という観点。これには、国際政治的要因によって、スポーツ活動がマイナスの影響を被ることを回避する、いわば「スポーツを守る外交」も含まれる。そして、スポーツの持つ感動やその影響力を、外交に幅を持たせ、その質を向上させ、または普遍的価値を実現していくために活用するという、「スポーツによる外交」という考え方。これには、ソフトパワーとしてスポーツを活用し、また文化外交とも連携させていくという視点も含まれる。さらに、スポーツは誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女問わず、参加が容易な分野である。スポーツのこの利点を活かし、広報文化外交（パブリック・ディプロマシー）¹の有用な手段として活用することで、外交全体の強化を図ることが可能である。

¹ 伝統的な政府対政府の外交とは異なり、広報や文化交流を通じて、民間とも連携しながら、外国の国民や世論に直接働きかける外交活動のこと。

（外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/culture/gaiko.html> ）

スポーツ外交強化のための施策を検討するにあたっては、これらを念頭に、スポーツ団体はもとより、民間企業やNPO・NGOとの連携も視野に入れて、政策目的を設定し、追求することが適切であろう。

2. 提言

2-1 スポーツと開発

スポーツ（広い意味では体育教育）は、相手国のスポーツ能力の向上に貢献すること等を通じ、個人レベル及び集団レベルの厚生を、直接的・間接的に向上させることができる。例えば、水泳のようにライフスキルとなるスポーツもある。また、スポーツを通じた心身の健全な育成（青少年の非行防止、全世代の健康増進）も可能である。開発援助の役割は、途上国の開発・発展に「きっかけ」を与えるものという議論が主流になっているが、スポーツはそのような開発の触媒機能と親和性が高いため、有用なツールとなる。さらに、スポーツの競技力に着目すれば、国際舞台で活躍する選手が登場すれば、その国のイメージ向上、ひいては国際的地位の向上にもつながるため、この観点から支援を行うことも有用である。

については、教育現場等において、また、集団（コミュニティ）・個人レベルの厚生向上及び国家イメージ向上のために、スポーツを広い意味での経済、社会開発協力の一環として位置付け、以下の取組を実施することを提案する。またその際には、JICAボランティアのスポーツ要員の派遣拡充や技術協力（研修員受け入れ、技術協力プロジェクト）等の活用を図る。なお、開発途上国への支援という観点からは、被援助国の体制及び環境に配慮し、施策の効果等につき評価する等のフォローアップを実施することも検討すべきである。その上で、中長期的にスポーツ分野での支援を継続できる体制を整えることが重要である。

（1）スポーツ活動の普及は、健康増進、医療費の節約、犯罪防止等に役立つことについて、途上国に正しい理解を広め、協力要請につなげる。具体的には、学校等における啓発活動、セミナー等の実施、行政レベルでの情報交換（スポーツ関連政策策定への支援等）を検討する。

（2）既存のスキームも活用し、教育現場の運動施設整備への協力、運動用具の提供を行う。その際、政府が直接行うもののほか、各競技団体から途上国へ器材供与をする場合にその円滑化に協力するといった間接的なやり方も拡充すべきである。

(3) スポーツを活用した個人及び集団のエンパワメントの観点からは、栄養強化・体作りを支援する。

(4) 国際レベルの選手育成支援を行い、開発途上国からの各種国際大会への参加を促すためには、日本からのスポーツ指導者・アスリート等の派遣、途上国からのスポーツ指導者・アスリート等の招へいが有益である。その際には、日本の現役引退後のアスリートの協力を得るなど、きめのこまかい工夫が必要である。

(5) スポーツ（特に学校における部活動等）を通じた経験を紹介し、各国の若者を主な対象とした教育面での支援を行う。具体的には、カリキュラム策定への協力を含めた学校での体育教育の導入支援と合わせ、部活動を通じての成功例等、日本のモデルを発信する。

2-2 スポーツと平和

近代オリンピックの始祖、フランスのクーベルタン男爵が抱いた理念の一つとして、スポーツによる世界平和の達成があった。オリンピック憲章の根本原則には、「オリンピズムの目標は、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることであり、その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。」と明記されている。また、近年、国連の場で可決される「オリンピック停戦決議」にも表れているように、スポーツは、平和追求にあたり、これまでも、また今後も重要な契機となり得る。

スポーツは、公正なルールに則って競うことを通じ、同じ体験を共有することで、相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神を育むことができ、こうしたスポーツの力を活用すれば、紛争後、または災害等の被害を受けた地域などにおけるコミュニティの再生や平和の定着等に触媒的機能を果たすことができよう。また、スポーツ活動を通じて、対立する国及び集団間の信頼醸成に貢献することもできよう。このようにスポーツには平和を生み出す力があることに留意すべきである。

スポーツが持つ力を平和構築につなげるために、日本としても貢献していくことが望ましく、具体的には以下の取組を提案したい。

(1) 相互信頼醸成のためのスポーツを活用した国際交流の促進：スポーツ指導者・選手（青少年を含む）等の交流のため、派遣・招へい。特に、紛争地域・紛争直後の地域等からスポーツ関係者や青少年を日本に招待し、相互理解及び共同の活動の場を提供する。これはまた、紛争地域等につい

ての一般国民のイメージの転換をはかる契機ともなる。

(2) 上記(1)を実施するために、紛争当事国とだけでなく、第三国と連携し、共同で協力を行う「第三国プロジェクト」も検討すべきである。

(3) 国際交流・相互理解、平和の意識醸成を主眼とし、スポーツと平和構築に関するセミナー及び関連イベントを日本で開催する。

(4) 紛争後の国家統一や社会的統合の象徴としてナショナルチームの結成や特定のスポーツ（伝統スポーツも含む）の振興が役立つ場合には、それへの協力。また、各国における伝統的なスポーツで、必ずしも国際化していない社会的遺産の保護奨励のため、国際機関やNGO・NPOとも連携して国際協力を行う。

2-3 スポーツと文化

スポーツイベント開催に際して、開催地や開催国の食文化、習慣、または国民性、地域の特色などがメディアで取り上げられることは珍しくはない。スポーツ活動の多くは、文化的活動の一環と見なしうるところもあり、スポーツイベントと文化行事は関連付けて行うことができる（東京大会においても、様々な文化行事を開催することが予定されている。）。以下具体的提案のとおり、文化活動とスポーツを融合させることによって、日本の文化を国際的に発信し対日理解をさらに進めることが可能となるであろう。

(1) 国際交流基金のスキーム等を活用した人の交流（日本文化紹介を主眼とするもの）においても、スポーツ関係者の活用を積極的に行う。

(2) 日本の招致する国際スポーツイベントの機会を捉えて文化イベントを実施する（在外公館でも同様に、スポーツ・文化を一体化させて日本紹介イベントを実施する。）。

(3) スポーツを通じた国際交流を行う際に、音楽やアートなど、様々な文化的要素も活用し、事業の企画・広報を行う。

(4) 伝統文化と伝統スポーツとの関連に注目し、例えば「武道の精神」といったテーマの会合やセミナー、実演などの企画を検討する。

2-4 スポーツと女性、高齢者、障害者

さらに、スポーツの持つ力を活かせば、いわゆる「社会的弱者」と位置

付けられる人々の社会参画をいっそう促すことが可能と考えられる。社会への参加をどのように促進するか、また、個人のエンパワメントをどのように促すか、という課題に対し、スポーツが果たす役割に注目すべきである。こうした観点からは、以下の取組を提案したい。

(1) パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックスをはじめとする障害者スポーツの認知度を高める観点からも、日本における国際大会の開催支援や国際的セミナーの開催支援を外交当局としても行うとともに、政府要人の式典等への出席など、社会的関心を高める施策を検討する。

(2) 途上国をはじめとした各国の障害者スポーツ振興を目的として、指導者・選手の派遣、日本における研修を実施する。

(3) 上記(2)と関連し、日本企業の科学・技術力を活用した、障害者スポーツ等の器具開発及びその世界への普及を政府としても支援する。

(4) 諸外国に対し、高齢者スポーツの推奨と健康寿命の延伸に関して、啓もう活動を行い、日本のグッドプラクティスを広める。その観点から、日本の元気な高齢者の力を活用し、国際親善に貢献してもらう施策(例えばシニア海外ボランティアの拡充)をさらに進める。

(5) 女性のエンパワメントが必要な国において、女性を対象としたスポーツ指導及び女性指導者育成の支援を行う。また、そのための、人材派遣や器材供与などを行う。

(6) 国際大会に際しては、海外からの参加者(特に女性や障害者)に対応することができるボランティアの育成事業を支援する。

2-5 スポーツ外交実施のための基盤整備

日本のスポーツ界が発展し、日本人指導者や選手が海外で活躍するためには、国際スポーツ界における日本のプレゼンスを高めるよう努めなくてはならない。一般論として、政府は、各スポーツ団体に対して、不必要な政治的干渉が行われ、スポーツ本来の目的が損なわれることのないよう配慮をするべきであろう。その上で、外務省のみならず政府全体として取り組むべき施策として、以下の点が挙げられる。

(1) 国際競技団体、アジア競技団体、スポーツ関連国際機関等の職員・役員に日本人を送り込むための支援を強化する。

(2) 国際大会を開催する、あるいは近年開催した経験のある国(例え

ば英国、ブラジル、韓国等）と知見を共有し、協力関係を築き、二国間関係の深化をはかる。

（３）スポーツ担当大使を任命する。

（４）国際理解促進を主目的とした、スポーツ選手や関係者の交流イベントを開催する。

２－６ 国内体制の整備

２－５も踏まえ、スポーツ外交を有効に推進するためには、国内に向けた啓発も含めた国内体制の整備も必要である。特に、国際的活動と直接関連する下記の点について、政府全体として至急検討すべきと考える。

（１）各競技団体における国際部門の拡充と国際的情報の共有促進。

（２）引退後の日本人アスリートに対し、政府として支援を検討し、国際貢献活動等に取り組みやすい環境を整えるよう努める。

（３）競技団体の自立化及び自律化を支援するなど、足腰を強化する施策の導入。

（４）障害者スポーツや女性の参加促進などについての社会的啓発（とりわけパラリンピック、スペシャルオリンピックスなどの認知度の向上。）。

（５）選手、競技関係者、観戦者等による公平・高潔な国際競技参加の意義についての啓発。

（了）

(参考) 各懇談会のテーマ及びゲストスピーカー

第一回 (2月13日)

「スポーツ外交のあり方 (総論)」

第二回 (3月10日)

「開発とスポーツ」

田中明彦 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 理事長

第三回 (4月18日)

「スポーツと平和」

猪谷千春 国際オリンピック委員会 (IOC) 名誉委員

山下泰裕 NPO法人「柔道教育ソリダリティ」理事長
全日本柔道連盟副会長

特別会合 (7月1日)

パスカル・ボニファス 国際関係戦略研究所 (IRIS) 所長

第四回 (7月9日)

「個別の視点からみたスポーツ外交ー女性, 障害者, 高齢者」

橋本聖子 参議院議員

鳥原光憲 日本障がい者スポーツ協会会長

鴻池清司 日本マスターズ陸上競技連合会長